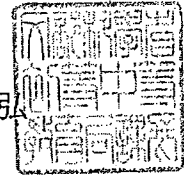


29初国教第211号
平成30年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局国際教育課長
小幡 泰弘



(印影印刷)

高等学校卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の
在留資格の取扱いの変更について（依頼）

今般、平成30年2月27日付け法務省管在第1364号（別添1）により、法務省入国管理局入国在留課長より依頼がありました。

在留資格「家族滞在」で在留する外国籍を有する生徒が、高等学校等卒業後に本邦において就職を希望する場合における「定住者」への在留資格の変更に係る取扱いについては、平成29年3月3日付け28初国教第217号（別添2）をもって依頼させていただいたところですが、今般、「定住者」又は「特定活動」の在留資格による在留が認められる取扱いに変更されましたので、貴職におかれては御了知くださるよう願います。

また、併せて、貴管下の市区町村教育委員会及び高等学校、中等教育学校、高等部を設置する特別支援学校に対して、周知願います。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局国際教育課
日本語指導係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111（内線2035）

FAX : 03-6734-3738